

# 民生福祉常任委員会記録

令和2年6月16日

【開催日】 令和2年6月16日

【開催場所】 第2委員会室

【開会・散会時間】 午後3時55分～午後4時11分

【出席委員】

委員長	大井 淳一朗	副委員長	水津 治
委員	河崎 平男	委員	杉本 保喜
委員	松尾 数則	委員	矢田 松夫
委員	吉永 美子		

【欠席委員】 なし

【委員外出席議員等】 なし

【執行部出席者】

副市長	古川 博三	福祉部長	兼本 裕子
福祉部次長	岩佐 清彦	福祉部次長	尾山 貴子
子育て支援課長	長井 由美子	子育て支援課主幹	別府 隆行
子育て支援課主査兼保育係長	野村 豪		

【事務局出席者】

事務局長	尾山 邦彦	事務局主査	島津 克則
------	-------	-------	-------

【付議事項】

- 1 議案第75号 山陽小野田市児童クラブ条例の一部を改正する条例の制定について
- 2 閉会中の継続調査事項について

---

午後3時55分 開会

---

大井淳一朗委員長 ただいまより、民生福祉常任委員会を始めたいと思います。お手元にあります審査内容に従って進めますので、よろしくお願ひします。それでは、議案第75号、山陽小野田市児童クラブ条例の一部を改正する条例の制定について、執行部の説明を求めたいと思います。

長井子育て支援課長 この度の山陽小野田市児童クラブ条例の一部改正議案に

つきましては、教育委員会が夏季休業期間中に授業日を設けることを決定した後に、条例の一部改正手続に入りましたので、定例会会期中に議案を提出し、御審査いただくこととなりましたこととおわびいたします。申し訳ありません。それでは、議案第75号、山陽小野田市児童クラブ条例の一部を改正する条例の制定について御説明します。お配りしています資料の1枚目を御覧ください。改正点は2点あります。1点目は保育料の日割り計算に関する事項です。児童クラブについては、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、4月16日から4月30日まで利用自粛を要請し、5月1日から5月24日までは、原則臨時休所としました。これらは、市が要請した措置であることから、この間の保育料につきましては、利用した日数に応じ日割り計算とするため、所要の改正を行うものです。条例第6条に日割り計算の対象は月途中の入退所をした場合と定めていますが、これに、その他市長が特別の理由により必要があると認める場合の一文を加え、今回のような緊急の場合にも対応できるようにします。2点目は、8月分の保育料加算に関する事項です。8月については、一月の間、夏季休業期間中であり、保育時間も長時間であることから、加算分1,000円を頂いていますが、今年度は夏季休業期間中に授業日が設けられることから、児童クラブの保育時間が短縮されるため、今年度に限り、加算分を徴収しないよう所要の改正を行うものです。附則に、今年度に限り、保育料加算分の納付については、現行の規定にかかわらず適用しないことをうたい、対応できるようにします。これらの改正に係る施行日については公布の日とし、令和2年4月16日から適用することとしています。説明は以上です。御審査のほどよろしく申し上げます。

大井淳一郎委員長　ただいま説明がありましたが、委員の質疑を受けたいと思います。いかがでしょうか。

河崎平男委員　条例の改正ということで、この条例は令和2年度に限るということですが、それで、この条例は流れるんですか。また、追加で何か条例改正されるんですか。

長井子育て支援課長　流れるというのはどういう趣旨でおっしゃっているんでしょうか。

河崎平男委員 令和2年度に限り、保育料の納付についてはということであり  
ますので、あとはもう、この分についての改正はしないということですか。  
2年度限りということ。

野村子育て支援課主査兼保育係長 今回の加算分の適用につきましては、附則  
で令和2年度限りというふうに出ていますので、今年度に限り加算  
分は適用しないということになります。この後につきましては、本則は  
特に改正していませんので、現在の状況が続きますと、来年度以降につ  
きましては通常どおり加算分が適用されるということになります。

大井淳一郎委員長 万が一、あつてはならないですけど、今みたいな状況が来  
年度も続くようなことであれば、また、こちらの附則の改正になるとい  
う理解でよろしいですか。

野村子育て支援課主査兼保育係長 そのとおりです。

水津治副委員長 保育料の件なんですが、利用自粛を要請して、要請に応じた  
人ではなくて、通常に休んだ人、これは別に差を設けないということ  
で理解してよろしいですか。

長井子育て支援課長 欠席の理由は問わず、この期間中に欠席された方の保育  
料を日割り計算としています。

矢田松夫委員 これは全部の児童クラブですか。ないところもあるんじゃない  
ですか、対象とするところですか。

長井子育て支援課長 全ての児童クラブに一律に自粛の要請や休所としました  
ので、全児童クラブを対象とします。

矢田松夫委員 厚狭の897はどこですか。

別府子育て支援課主幹 児童クラブ条例については市が設置している児童クラ  
ブを一覧で掲載していますので、ここに載っているのは厚狭小学校の敷  
地内にある児童クラブということになります。

矢田松夫委員 社協に委託しているところが対象という理解でいいんですか。

別府子育て支援課主幹 この度の条例改正は、真珠保育園に委託している第2厚狭児童クラブも対象としています。

大井淳一郎委員長 厚狭の第2児童クラブですよね。第2条にはないが、これはどういう扱いになるんですか。

別府子育て支援課主幹 児童クラブ条例第2条は、市が設置している児童クラブについての規定ですので、ここに載っているのは厚狭小学校内にある児童クラブのことです。

大井淳一郎委員長 第2児童クラブの扱いはどうですか。確認します。

別府子育て支援課主幹 条例第4条で事業の委託について定めています。児童クラブの事業を適切に実施することができると認められる社会福祉法人等に当該事業を委託することができるという規定に基づき、第2厚狭児童クラブの事業を委託しています。

大井淳一郎委員長 確認ですが、第2児童クラブについても1,000円は取らないという意味でよろしいですね、この夏休みについては。

別府子育て支援課主幹 そのとおりです。

大井淳一郎委員長 矢田委員、続きをどうぞ。

矢田松夫委員 そういう説明を先にしないと、片方だけして、片方だけしないというわけにはいかないでしょう。それを今から質問しようと思ったけど、それを先に説明してください。もう分かりました。

大井淳一郎委員長 そのほか、よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）それでは質疑を打ち切ります。討論はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）討論なしと認めます。それでは採決に入ります。議案第75号、山陽小野田市児童クラブ条例の一部を改正する条例の制定について賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

大井淳一郎委員長 全員賛成にて可決すべきものと決しました。以上で委員会は、ひとまず休憩をします。

---

午後 4 時 5 分 休憩

---

---

午後 4 時 1 0 分 再開

---

大井淳一郎委員長 それでは民生福祉常任委員会を再開します。審査内容の 2 ですが、閉会中の継続調査事項についてです。お手元に閉会中の継続調査事項がありますが、皆さん御覧になられて、何か追加したいもの、あるいは、これはもういいじゃないかというものがあれば御指摘いただければと思います。特にないですか。新たなものがあればということなんですが、よろしいですね。(「はい」と呼ぶ者あり) それでは、閉会中の継続調査事項はお手元にありますとおり、これでいきたいと思います。以上で民生福祉常任委員会を閉じます。

---

午後 4 時 1 1 分 散会

---

令和 2 年 6 月 1 6 日

民生福祉常任委員長 大井 淳一郎